

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等チェックシート

事業場名	
施設名称	
設置年月日	

※ C基準については
平成27年5月31日まで
適用

確認項目	構造基準	対応状況	適応	適応基準	点検の方法				
					設備	項目	頻度		
I 床面及び周囲	床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるもの(2階等階下に空間があるもの)	下記の基準は適用されない。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> なし			床面及び周囲(漏えいを目視により容易に確認できるもの)	床の下への有害物質を含む水の漏えい有無	目視等:1回/月	
	(1) 床面及び周囲	構造	コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> タイル張り <input type="checkbox"/> その他不浸透性を有する材料(金属、FRP、その他材料:)	適 不適	(1)及び(2)適 又は(3)適 A	床面	ひび割れ、被膜の損傷その他の異常の有無	【A, B基準】 目視等:1回/年
		被膜	有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被膜が施されていること	<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 被膜あり ()	適 不適				【C基準】 目視等:1回/月
	(2) 防液堤等	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿の設置(想定される流出量分の流出を防止できる容量)	<input type="checkbox"/> 防液堤 <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> ためます <input type="checkbox"/> ステンレス鋼の受皿 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置 ()	適 不適	それ以外 B又はC (4)にて判断	防液堤等	ひび割れその他の異常の有無	【A, B基準】 目視等:1回/年 【C基準】 目視等:1回/月	
(3) (1)及び(2)と同等以上の措置()									
既存施設	(4) 床面及び周囲	本体下が目視点検可能	本体下部の床面が(1)に適合しない。 かつ下部以外の床面が(1)、(2)に適合する	適 不適	適:B 不適:C	施設本体	本体のひび割れ、亀裂、破損その他の異常の有無	【床面及び周囲がB基準】 目視等:1回/年	
		本体下が目視点検不可能	本体下部の床面が(1)に適合しない。 かつ下部以外の床面が(1)、(2)に適合する	適 不適	両方適 B		有害物質を含む水の漏えいの有無	【床面及び周囲がB基準】 目視等:1回/月 目視又は漏えい等検知装置の適切な配置以外の場合は、適切な回数。	
	施設からの漏えいを確認するため、漏えい検知装置を適切に設置	<input type="checkbox"/> 漏えい検知装置 () <input type="checkbox"/> 同等以上の措置 ()	適 不適	それ以外 C					
II 施設本体	なし(貯蔵施設についてはV)				施設本体	本体のひび割れ、亀裂、破損その他の異常の有無	【床面及び周囲がA, C基準】 目視等:1回/年		
					施設本体	有害物質を含む水の漏えいの有無	【床面及び周囲がA, C基準】 目視等:1回/年		

確認項目	構造基準	対応状況	適応	適応基準	点検の方法				
					設備	項目	頻度		
Ⅲ付帯する配管等（地上配管）	新規施設又は既存施設	(1) 材質等	強度耐薬品性耐腐食	<input type="checkbox"/> 漏えいの防止に必要な強度を有する <input type="checkbox"/> 有害物質により容易に劣化するおそれのないもの <input type="checkbox"/> 配管等の外面に腐食を防止する措置が講じられている。(通常の配管が設置される条件下で腐食するおそれがないもの場合はこの限りではない。) [材質: , 腐食対策等:]	全て満たして適 不適	(1), (2) いずれか適 A (2)について容易に確認できない箇所がある場合(施設と壁面の隙間に設置等) B それ以外 C	配管等(地上に設置されている場合に限る)	<input type="checkbox"/> 亀裂、損傷その他の異常の有無	【A基準】 目視等: 1回/年 【B, C基準】 目視等: 1回/6ヶ月
		(2) 設置状況	漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	適 不適	<input type="checkbox"/> 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無			【A基準】 目視等: 1回/年 【B, C基準】 目視等: 1回/6ヶ月	
Ⅲ付帯する配管等（地下配管）	新規施設又は既存施設	(1) 材質等	強度耐薬品性耐腐食	<input type="checkbox"/> 漏えいの防止に必要な強度を有する <input type="checkbox"/> 有害物質により容易に劣化するおそれのないもの <input type="checkbox"/> 配管等の外面に腐食を防止する措置が講じられている。(通常の配管が設置される条件下で腐食するおそれがないもの場合はこの限りではない。) [材質: , 腐食対策等:]	全て満たして適 不適	(1)~(3) いずれか適 A トレンチの中に設置されている又は(4), (5)いずれか適 B それ以外 C	配管等(トレンチの中に設置されている場合に限る)	<input type="checkbox"/> 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	【A基準】 目視等: 1回/年 【B基準】 目視等: 1回/6ヶ月
		(2) 設置状況	トレンチの中に設置されていること	<input type="checkbox"/> トレンチの底面及び側面がいずれかによること <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> タイル <input type="checkbox"/> その他不浸透性を有する材料()	適 不適			<input type="checkbox"/> 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	【A基準】 目視等: 1回/年 【B基準】 目視等: 1回/6ヶ月
				<input type="checkbox"/> トレンチの底面の表面は有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被膜が施されていること <input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 被膜あり ()	適 不適			<input type="checkbox"/> トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	【A基準】 目視等: 1回/年 【B基準】 目視等: 1回/6ヶ月
	(3) (1)又は(2)と同等以上の措置()				<input type="checkbox"/> 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	【B基準】 漏えい検知設備: 1回/月 (濃度測定による確認: 1回/3ヶ月)			
	既存施設	(4) 漏えい検知	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	適 不適	<input type="checkbox"/> 配管用の内部気圧若しくは水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	【A, C基準】 左記: 1回/年 (ただし同等以上の方法により点検を行う場合は当該方法に応じた適切な回数で行うこと) ※A基準については例外あり(条文参照)			
(5) トレンチの中に設置又は(4)と同等以上の措置()									

確認項目	構造基準	対応状況	適応	適応基準	点検の方法					
					設備	項目	頻度			
IV 排水溝等 新規施設又は既存施設	(1) 材質等	<input type="checkbox"/> 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有する <input type="checkbox"/> 有害物質により容易に劣化するおそれのないもの <input type="checkbox"/> 排水溝等の表面は有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被膜が施されている [材質: , 被膜等:]	全て満たして適 不適	(1), (2) いずれか適 A	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被膜の損傷その他の異常の有無	【A基準】 目視等: 1回/年 漏えい検知設備による点検を行っている場合は目視等: 1回/3年(※の項目実施の場合)			
	(2) (1)と同等以上の措置()		(3), (4) いずれか適 B				【B基準】 目視等: 1回/6ヵ月 【C基準】 目視等: 1回/月 (ただし、目視が困難で目視以外の点検を行う場合は、当該方法に応じ適切な回数で行うこと)			
	(3) 漏えい検知	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	適 不適	それ以外 C			排水溝等からの有害物質を含む水の地下浸透の有無※	【(A), B基準】 漏えい検知設備: 1回/月 (濃度測定による確認: 1回/3ヶ月)		
	(4) (3)と同等以上の措置()						排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	【C基準】 左記: 1回/年 (ただし、左記以外の方法で点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと)		
V 地下貯蔵施設 新規施設又は既存施設	(1) 設置状況	<input type="checkbox"/> タンク室内に設置 <input type="checkbox"/> 二重殻構造 <input type="checkbox"/> その他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質 [構造: , 材質:]	全て満たして適 不適	(1)~(3)全て適又は(4)適 A	地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部気圧若しくは水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	【A, B, C基準】 左記: 1回/年 ・A基準で漏えい検知装置他一定要件を満たす場合: 1回/3年 ・左記以外の方法で行う場合は当該方法に応じ、適切な回数で行うこと			
	(2) 材質等	貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(地下貯蔵施設が設置されている条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。) [腐食防止措置: , その他措置:]	適 不適							
	(3) 貯蔵量確認	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置。その他有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。 [水量確認装置: , その他の措置:]	適 不適							
	(4) (1)~(3)と同等以上の措置()									
	(5) 漏えい検知	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置。その他有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている。	適 不適	それ以外 C				地下貯蔵施設 ((3)及び(5)に適合するもの)	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	【B基準】 漏えい検知設備: 1回/月 (濃度測定による確認: 1回/3ヶ月)
	(6) 材質等(被膜)	有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること[コーティング:]	適 不適							
	(7) (3)及び(5)又は(3)及び(6)と同等以上の措置()									

確認項目		構造基準	対応状況	適応	適応基準	点検の方法	
VI 使用 の 方法	新規 施設 又は 既存 施設	(1) 飛散・流入等の防止	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流入し、又は地下に浸透しない方法で行うこと	適 不適	A, B基準共通	使用の方法に関する管理要領からの逸脱の有無	【A, B基準】 1回/年
		(2) 適切な作業	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	適 不適			
	(3) 漏えい時の処理	有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること	適 不適	作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無		【A, B, C基準】 1回/年	
	(4) 管理要領の作成	(1)～(3)に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	適 不適				